

環 政 第 357 号
令和7年6月12日

ベルジャヤ沖縄ディベロップメント株式会社
代表取締役 陳 酏仰 殿

沖縄県知事 玉城 康裕



恩納通信所跡地リゾート計画に係る事後調査報告書(事後調査4年目)に対する
環境保全措置要求について

沖縄県環境影響評価条例(平成12年沖縄県条例第77号)第37条第1項の規定に基づき、令和7年3月28日付けで送付のあったみだしの事後調査報告書について、同条例第39条第1項の規定に基づき、別添のとおり環境の保全について必要な措置を講ずるよう求めます。

環 政 第 357 号
令和7年6月12日

ベルジャヤ沖縄インベスト特定目的会社
取締役 高山 知也 殿

沖縄県知事 玉城 康裕



恩納通信所跡地リゾート計画に係る事後調査報告書(事後調査4年目)に対する
環境保全措置要求について

沖縄県環境影響評価条例(平成12年沖縄県条例第77号)第37条第1項の規定に基づき、令和7年3月28日付けで送付のあったみだしの事後調査報告書について、同条例第39条第1項の規定に基づき、別添のとおり環境の保全について必要な措置を講ずるよう求めます。

恩納通信所跡地リゾート計画に係る事後調査報告書(事後調査4年目)に対する
環境保全措置要求

環境影響評価制度は、環境に著しい影響を与えるおそれのある大規模な開発事業等の実施前に、事業者自らが環境影響について調査、予測及び評価を行い、その方法及び効果について公表し、住民や知事、関係市町村長等から意見を聴き、それらを踏まえ、環境保全の観点から、より良い事業計画を作成していくことを目的としている。

本事業における1工区の造成計画及び施設計画は、「恩納通信所跡地リゾート計画に係る環境影響評価書」(以下「評価書」という。)時点で示されたものから変更されており、工事工程計画についても大幅に変更されている。また、1工区以外の計画については現時点で未定となっている。

沖縄県環境影響評価条例(平成12年12月27日沖縄県条例第77号)第33条において、「事業者は、評価書に記載されているところにより、環境の保全についての適正な配慮をして当該対象事業を実施するようにしなければならない。」と規定されており、事業者においては、同規定に基づき事業を実施する必要がある。

事後調査の結果、騒音、振動については、事業者は、評価書に記載した環境保全措置を講じたことにより、事業者が実行可能な範囲内で工事実施に伴う環境影響は回避又は低減されていると考えるとしているが、調査地点が評価書の予測地点や事後調査1年目の調査地点と異なり、また、工種も異なっているため、評価書の予測結果との比較などが行えず、環境の保全について適正な配慮がなされているか判断し難いものとなっている。

また、景観については、評価書時点で計画の無かった高さ40メートルのコンドミニアム2棟を建設する計画に大幅に変更となったことから、再度、予測及び評価を行い、眺望景観への影響は、事業者が実行可能な範囲内において、低減されていると評価しているが、評価書時点と同じ眺望点から視認される人工物の占める割合が大きくなっている。

以上より、本区域及びその周辺の生活環境及び自然環境の保全に万全を期すため、下記に掲げる事項に基づき、環境保全措置を講じることにより、環境負荷を可能な限り回避又は低減するとともに、適切に事後調査を実施すること。

あわせて、現時点で未定となっている1工区以外の工事においても再度、予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置を講じること。

記

1 移植個体の生育状況及び生育環境の状況について

イソノギクについて、評価書に対する知事意見において、「イソノギクは『改訂・沖縄県の絶滅のおそれのある野生生物』(平成18年3月、沖縄県)において、絶滅危惧IA類に区分されており、沖縄本島では中部にのみ分布している貴重な種であるこ

とから、事業の実施による消失を回避するよう、事業計画を再度検討すること。」との意見を述べたところであるが、本事後調査の結果、移植した 18 個体の全個体が枯死したとしている。

枯死の要因について事業者は、「海岸利用者による踏みつけが発生した恐れがある。」としているが、当該要因については、定着までの期間は周辺を養生して囲む等の対策を講じることで十分回避可能であったと考えられ、環境への配慮が徹底されていたとは言いがたい。

については、今後、事業の実施により消失するイソノギクが確認された場合に移植等を実施する際には、専門家等の助言を得ながら、より成功率の高い移植方法及び適地を選定し、自らの事業に係る環境影響を可能な限り回避又は低減すること。

2 陸域動物について

(1) 進入防止柵等の設置について

陸域動物の環境保全措置である「進入防止柵や防風・遮光・防じんネット設置」について、昨年度送付された事後調査報告書（3 年目）に対し、異常が確認された場合には速やかに修繕等するよう環境保全措置要求を行ったところである。

本報告書において、事業者は当該進入防止柵等について「概ね適切に設置されていた。」との評価をしているが、進入防止柵については依然として異常が確認されているにもかかわらず、必要な措置が取られていない場合が多く、設置した進入防止柵周辺の事業実施区域内において移動対象種であるオカヤドカリ類が複数回確認されている。

については、進入防止柵等に異常が確認された場合の速やかな修繕等について確実に実施すること。

(2) 鳥類に対する環境保全措置について

本報告書において事業者は、鳥類に対する環境保全措置として講じることとしている、「エリグロアジサシの繁殖地となっている宜志部島東側の小島の対岸での工事については、騒音・振動の影響を低減するために、少なくとも繁殖期（6 月～9 月）は建設機械の稼働が集中しないよう工事工程を配慮します。」、「エリグロアジサシの繁殖地となっている宜志部島東側の小島の対岸での工事については、防音壁を少なくとも繁殖期（6 月～9 月）に設置します。」について、「重機を使用する伐採工事や掘削・盛土工事は令和 2 年 11 月～令和 3 年 5 月末までにほぼ完了したため未実施」としている。

しかしながら、本報告書において事業者は、令和 6 年 4 月から建築施設工事に着手したとしており、本来であれば評価書に記載されたとおりに環境保全措置を講じるべきであったものと思料される。

本報告書に記載されている 1 工区の工事工程計画によると、今後も引き続き施設建築工事が行われることから、評価書に記載された鳥類に対する環境保全措置を

確実に講じること。

(3) バードストライクについて

評価書において事業者は、「外装を検討する際に、バードストライクが発生しにくい構造や材質を採用することにより、サシバ、コサギが指標する生態系に対する影響は低減される」との評価をしている。

しかしながら、施設の配置及び形状等は評価書時点から大きく変更されており、特にホテル棟は全室オーシャンビューとなったことから、海側にバードストライクの発生リスクが増加するおそれのあるガラス面が増加している。

については、バードストライクの発生についての予測及び評価を再度実施し、必要に応じて環境保全措置を講じること。

3 景観について

事後調査報告書（3年目）に対する「事業の1工区の施設計画について、評価書時点で計画の無かった高さ40mのコンドミニアム2棟を建設する計画となったことから、計画変更に伴う景観への影響について再予測及び評価を実施しているが、評価書において選定した眺望点を網羅したものとはなっていない。については、評価書において選定した眺望点について改めて予測及び評価を行い、必要な環境保全措置を検討し、実施すること。」との環境保全措置要求に対し、事業者は、景観に係る再予測及び評価を実施している。

再予測及び評価の結果、「眺望景観への影響は、事業者の実行可能な範囲内において、低減されていると評価される。」としているが、恩納ポイント（ダイビング）から視認される人工物の占める割合は評価書時点から大きくなっている。

については、海岸線等周辺敷地境界から構造物（建物）の壁面後退を可能な限り実施し、構造物の周辺に高中低木等による重層的緑化を施すなど、周辺景観との調和及び連続性を確保する等の環境保全措置を講じること。

さらに、構造物（建物）の色彩は、風景に馴染む淡色・茶色を主調にするとともに、背景が樹林地になる低層階では明度を下げ、背景が空となる上層階は淡色系で高明度、低彩度とする（ただし、琉球石灰岩、木材等の自然素材による場合はこの限りではない）等の環境保全措置を講じること。